



# 消防団の組織概要

令和2年4月1日現在

都道府県名	高知県	所在地	〒788-0052		
市町村名	宿毛市		高知県宿毛市和田1412番地1		
消防団事務所管	幡多西部消防組合宿毛消防署	電話番号(直通)	0880-63-3111	FAX	0880-63-3396
消防団名	宿毛市消防団	メールアドレス	<a href="mailto:s-svoubou@city.sukumo.lg.jp">s-svoubou@city.sukumo.lg.jp</a>		

組織	分団数	8	分団	ホームページURL	
	うち機能別分団数	0	分団	SNSアカウント	
	方面隊数	0	隊		
	部数	24	部		
	班数	9	班		
団員数	条例定数	498	人	<b>【組織概要図】</b> 	
	実員数	442	人		
	男性団員数	431	人		
	女性団員数	11	人		
	基本団員数	442	人		
	大規模災害団員数	0	人		
	その他の機能別団員数	0	人		
職業構成別団員数	国家公務員	1	人		
	地方公務員	2	人		
	都道府県職員	0	人		
	市区町村等職員	2	人		
	特殊法人等公務員に準ずる職員	11	人		
	農協職員	11	人		
	日本郵政グループ	4	人		
その他	424	人			
消防団活動事例・PR等					
報酬	報酬額(階級:団員)	年額	34,000	円	
	(参考)交付税単価(階級:団員)	年額	36,500	円	
手当	火災出動	3,000	円		
	(参考)交付税単価	7,000	円/回		

※1:「消防団の組織概要等の調査」による  
 ※2:火災出動に関し、出動1回あたりの手当の額を定めている場合はその額を記載している。  
 もっとも、手当の額は、出動区分(火災、風水害、警戒、訓練等)や支給単位(出動1回あたり、〇時間あたりなど)が市町村等によって異なることから、年額で〇円や一定時間以上で〇円等の定め方をしている場合は「☆」、火災出動に関する手当の額について定めがない場合は「-」と記載。  
 ※3:詳しくは、各市町村等のホームページ等を参照。